

市発注工事における現場代理人の兼務特例について

東日本大震災による被災地域の早期復旧を図るため、短期間に集中して工事を発注する必要があることから、一定の条件に該当する工事に限り、特例措置として現場代理人の兼務を認めるものです。

1. 対象工事

栗原市が発注する工事。

2. 兼務対象要件

- 1) 全て請負金額 3,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）未満の工事であること。
- 2) 工事の管理に支障がなく、発注者と連絡体制が確保されていること。
- 3) 次に掲げる地区割りのブロックにおいて、兼務する工事現場が同一のブロック内であること。

ただし、ブロック外であっても、対象工事現場間の距離が概ね 10 km 以内であれば認めるものとする。

○ブロック

ブロック	地 区
1	築館、志波姫、高清水、瀬峰
2	若柳、金成
3	栗駒、鶯沢、一迫、花山

ただし、本運用の適用日より前に契約締結した工事同士の兼務は不可とする。

3. 承認申請

受注者において現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人兼務申請書（様式 1）により、工事担当課に提出する。

4. 承認

工事担当課において承認要件を確認し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、申請者へ通知する。

5. 実施日

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事案件から適用する。